

毎週火・金曜日発行(当日が休日になるときは、休日の翌日)

福 島 県 報

目 次

告 告

○特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった件三件	五〇五	○不在者投票のできる施設として指定した件	五〇七
○一定の複数建築物に対する制限の特例を認定した件	五〇六	○いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件	五〇七
福島県病院局		○いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件	五〇八
○平成二十一年度福島県病院局職員採用選考予備試験を実施する件	五〇六	福島県労働委員会	
福島県公安委員会		○地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件	五〇八
○駐車監視員資格者講習を実施する件	五〇六		

公 告

公告第四百三十三号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十四日

二 名称

特定非営利活動法人アウシュヴィッツ平和博物館

福島県選挙管理委員会

○不在者投票のできる施設として指定した件

○いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じた件

○いわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を定めた件

福島県労働委員会

○地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件

三 代表者の氏名

小淵 真理

四 主たる事務所の所在地

福島県白河市白坂三輪台二百四十五番地

五 定款に記載された目的

この法人は、ポーランド国立アウシュヴィッツ博物館が所蔵するアウシュヴィッツ収容所に関する資料を公開し、命の尊厳と平和の価値を広く訴えけるとともに、国内外の人権擁護及び平和推進関連諸団体との情報交換、共同研究を行なうほか、講演、学習会活動、文化活動等とおして平和社会の実現に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百三十四号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人MMサポートセンター

三 代表者の氏名

谷地 ミヨ子

四 主たる事務所の所在地

福島県南相馬市鹿島区小池字原畑百二十三番地

五 定款に記載された目的

この法人は、特別な支援を必要とする児・者及び障がい児・者(軽度発達障がい、及びその疑いも含む。)(以下、「特別な支援を必要とする児・者」という。)(に対する療育、検査、及び家族への支援と、教育、福祉、保健、医療、就労、生活全般の現場において児・者に接する支援者に対しての相談と援助に関する事業を行い、子どもの健全育成をはかり、地域の障がい児・者福祉の貢献に寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百三十五号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第二十五条第四項の規定による特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、次のとおり公告する。

平成二十一年八月七日

福島県知事 佐藤雄平

一 申請のあった年月日

平成二十一年七月二十九日

二 名称

特定非営利活動法人アクセスホームさくら

三 代表者の氏名

菅原 定雄

四 主たる事務所の所在地

福島県双葉郡浪江町大字田尻字みどりヶ丘二百二番地の二

五 定款に記載された目的

この法人は、地域で生活している特別な支援を必要とする障がい児・者に対する療育、福祉、保健、医療、社会教育、就労等の相談と援助に関する事業を行い、一人ひとりが豊かに輝きながら生活を営むことができるよう寄与することを目的とする。

(文化振興課)

公告第四百三十六号

建築基準法（昭和二十五年法律第二十二号）第八十六条第一項の規定により、一定の複数建築物に対する制限の特例について、次のとおり認定した。この認定に係る関係図書を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年八月七日

福島県相双建設事務所長 有 我 修 二

一 認定に係る対象区域

双葉郡富岡町小浜四百六十八番、四百六十九番、四百七十番一、四百七十一番、四百七十二番一及び四百七十三番

二 縦覧場所

南相馬市原町区錦町一丁目三十番地 福島県相双建設事務所建築住宅部
(建築住宅部)

福島県病院局

公告第10号

平成21年度福島県病院局職員採用選考予備試験を次のとおり実施します。

平成21年 8 月 7 日

福島県病院事業管理者 高 地 英 夫

1 試験を実施する職種

理学療法士

2 試験期日

平成21年 9 月 4 日 (金)

3 受験申込受付期間

平成21年 8 月 7 日 (金) から同月26日 (水) まで

4 受付窓口及び問い合わせ先

福島県病院局病院総務課 (福島市中町 8 番 2 号 電話 (024) 521-7226)

(病院総務課)

福島県公安委員会

福島県公安委員会公告第 6 号

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第 1 項第 1 号イに規定する講習（以下「駐車監視員資格者講習」という。）を次のとおり実施する。

平成21年 8 月 7 日

福島県公安委員長 松 本 忠 清

1 実施の日時及び場所等

(1) 実施の日時及び場所

ア 講習 平成21年 9 月28日 (月) 及び同月29日 (火) の午前 9 時から午後 5 時まで 福島県農業総合センター (福島県郡山市日和田町高倉字中道116番地)

イ 修了考査 平成21年10月 6 日 (火) 午前 9 時から正午まで アに掲げる場所に同じ。

(2) 受講対象者

駐車監視員資格者証の交付を受けようとする者

(3) 受講定員

40名

(4) 受講申込手続

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書の入手方法

受講を希望する者は、平成21年 8 月10日 (月) から同年 9 月 9 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に福島県内の各警察署に備え付けの駐車監視員資格者講習受講申込書 (以下「申込書」という。) を入手すること。

なお、申込書は、福島県警察本部のウェブページ (<http://www.police.pref.fukushima.jp/>) からダウンロードし、入手することができる。

イ 申込方法

受講を希望する者は、申込書に申込み前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身及び無背景の写真 (縦3.0センチメートル及び横2.4センチメートルの大きさのもの) 1 葉を添付して、平成21年 8 月10日 (月) から同年 9 月 9 日 (水) まで (土曜日及び日曜日を除く。) の午前 9 時から午後 5 時までの間に福島県福島警察署、福島県郡山警察署、福島県会津若松警察署又は福島県いわき中央警察署に申し込むこと。

なお、受講申込みの先着順に受講者を決定し、受講者の数が定員に達したときは、その後の申込みについては受付期間中であっても受付を締め切るものとする。

(5) 受講手数料

ア 金額

19,000円

イ 納付方法

福島県収入証紙により、申込書提出時に納付すること。
なお、既納の受講手数料は、返還しない。

2 留意事項

駐車監視員資格者証は、次の(1)及び(2)のいずれにも該当する者に対し、交付する。

(1) 次のいずれかに該当する者

ア 福島県公安委員会が行う駐車監視員資格者講習を受け、その課程を修了した者
イ 福島県公安委員会がアに掲げる者と同等以上の技能及び知識を有すると認められる者

(2) 次のいずれにも該当しない者

- ア 18歳未満の者
- イ 成年被後见人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、又は道路交通法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して2年を経過しない者
- エ 集团的に、又は常習的に確認事務の委託の手續等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第3条各号に掲げる罪のいずれかに当たる行為を行うおそれがあると認められるに足りる相当な理由がある者
- オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの
- カ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者
- キ 精神機能の障害により確認事務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- ク 駐車監視員資格者証の返納を命ぜられ、その返納の日から起算して2年を経過しない者

3 問い合わせ先

福島県警察本部交通部交通指導課
電話024-522-2151 内線700-5173、5174

(交通指導課)

福島県選挙管理委員会

福島県選挙管理委員会会館三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項又は第四項第二号（農業委員会等に関する法律施行令（昭和二十六年政令第七十八号）第六条、漁業法施行令（昭和二十五年政令第三十号）第九条若しくは第二十三条又は地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十六条、第百十四号、第百七号若しくは第百八十四条において準用する場合を含む。）に規定する不在者投票のできる施設として、平成二十一年七月二十七日次のとおり指定した。
平成二十一年八月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

施設の名 称	施設の 所 在 地
特別養護老人ホーム会津敬愛苑	会津若松市北会津町東小松字南古川一番地
介護老人保健施設三春南東北リハビリテーション・ケアセンター	田村郡三春町大字山田字クルマヤツ三番地三
特別養護老人ホーム笑風苑	郡山市喜久田町前田沢字小室山五番地の四五
特別養護老人ホーム竹水園	南相馬市原町区長野字南原四一番

福島県選挙管理委員会告示第三十八号

次のとおりいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙を行うべき事由が生じたので、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十九条の五第四項第六号の規定により、告示する。

平成二十一年八月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊地俊彦

事 由	公職選挙法第一〇一条第一項の規定による通知を受けた日
一 福島県議会議員吉田弘が平成一九年七月二六日に死亡したこと。	平成一九年七月二七日
二 福島県議会議員渡辺敬夫が平成二二年七月二二日に辞職したこと。	平成二二年七月二八日

三 いわき市選挙区における福島県議会の議員の欠員の数が公職選挙法第一一三条第一項第五号の規定に該当したこと。

福島県選挙管理委員会告示第三十九号

平成二十一年九月十三日執行予定のいわき市選挙区福島県議会議員補欠選挙における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十二條第二項の規定による選挙人名簿の登録について被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十一年八月七日

福島県選挙管理委員会

委員長 菊 地 俊 彦

- 一 被登録資格の決定の日（基準となる日） 平成二十一年九月三日（年齢については、平成二十一年九月十三日）
- 二 登録を行う日 平成二十一年九月三日
- 三 縦覧に供する期間 平成二十一年九月四日 午前八時三十分から午後五時まで

福島県労働委員会

福島県労働委員会告示第二号

地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十九号）第五条第二項の規定により、同法第三条第四号の職員が結成し、又は加入する労働組合について、職員のうち労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二条第一号に規定する者の範囲を次のとおり認定した。

なお、地方公営企業の労働組合について労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲を認定した件（平成二十年福島県労働委員会告示第一号）は、廃止する。

平成二十一年八月七日

福島県労働委員会

会長 本 田 哲 夫

- 一 地方公営企業の名称 いわき市病院局
- 二 労働組合の名称 自治労いわき市立病院職員労働組合
- 三 労働組合法第二条第一号に規定する者の範囲

勤 務 箇 所	労働組合法第二条第一号に規定する者
病院局 総合磐城共立病院	局長、次長、総合調整担当 院長、副院長、診療局長、救命救急センター長、医

磐城共立高等看護学院
常磐病院

四 認定年月日 平成二十一年七月二十八日

（審査調整課）

療安全管理室長、医療技術部長、医療情報管理部長、副診療局長、救命救急センター担当、薬局長、経営管理部長、看護部長、経営企画課長、総務課長、管財課長、医事課長、統括主幹、副看護部長、経営企画課長補佐、病院再編推進室長、総務課長補佐、財政経営係長、企画係長、病院再編推進室総括主査、総務係長、職員係長、経営管理部総務課の主査及び事務主任のうち人事・労務を担当する者

学院長、事務長、教務主任
院長、副院長、診療局長、副診療局長、薬局長、経営管理部分院事務管理室長、看護部長、副看護部長、経営管理部分院事務管理室長補佐、庶務係長